

第13回浜田市農業委員会総会会議事録

平成31年2月22日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	2番 岡本 嗣喜	3番 宮崎 龍生	4番 欠 席
5番 川本 聖光	6番 松山 純久	7番 廣瀬 康友	8番 三明多佳志
9番 欠 席	10番 三浦 博文	11番 渡辺 弘之	12番 渡邊 弘登
13番 岡本 健治	14番 欠 席	15番 柿元 信次	16番 大谷 数義
17番 佐々岡常喜	18番 佐々木京子	19番 玉田 一	
1推 前田 正典	2推 田村 邦麿	3推 橋本 安延	4推 三浦 寿紀
5推 小川 明人	6推 神田 進	7推 小松原常雄	8推 近重 邦昭
8推 河野 恒弘	10推 野上 省三	11推 岡田 勝	12推 大崎 健太
13推 小谷 保雄	14推 岡本 定文	16推 奥迫 忠幸	17推 原田 和義
18推 永見 繁廣	19推 齋藤 久行		

2. 欠席委員

4番 徳田マスエ	9番 林 秀司
14番 青葉 真	3推 橋本 安延

3. 事務局出席職員 佐々本事務局長、木原農地係長

農林振興課 桑本さん

しまね農業振興公社 植本農地集積相談員、

会 長	<p>おはようございます。ただいまから第13回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>先般、県の方の会合に出席しました。平成31年度農林関係の当初予算案が示され、ちょうど県議会中だったため確約はできないという説明だったが、特に安定的に農業経営をできる中核的な担い手の育成や、農業産出額の増額730億円を目標に掲げているようです。どうしても米に依存している島根県ですが、園芸作物にも力を入れてもらいたいということや、自営就農者を目指すための農林大学校に入学する生徒の支援や農業資材やハウスのソフト面の財政的支援も行いたいと言っておられました。農地の利用集積については、今までは貸し手側に予算措置がなされていたが、県単独で借りられる側もある程度まとめて借りられると10aあたり2万円を助成することも提案されているようです。</p> <p>本日の欠席は、4番徳田委員、9番林委員、14番青葉委員以上3名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>また早退は、7番廣瀬委員、19番玉田委員以上2名の方から早退の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、15番柿元委員、16番大谷委員です。</p> <p>よろしくお祈いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。</p> <p>それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画(案)と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画(案)についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、17件、46筆、70,713㎡となっております。</p> <p>申し出のありました利用権設定につきましても、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は2月27日を予定しており、利用権設定については開始日を平成31年3月1日以降としております。農用地利用集積計画(案)については以上でございます。ご審議の程よろしくお祈いいたします。</p>
会 長	<p>以上で事務局の説明が終了しました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
第4推(三浦寿紀委員)	<p>(株)〇〇〇〇という会社の概要を教えてください。</p>
会 長	<p>事務局で回答してください。</p>
事務局	<p>この組織は今回初めて提出のあったものです。定款を手元に持っていないので、後ほど報告させていただきます。</p>
事務局長	<p>どぶろくを作るための会社と聞いています。</p>

会 長	他にありませんか。
第5推(小川明 人委員)	提出日が3月22日になっているのは意味がありますか。
事 務 局	申し訳ございません。2月22日の間違いでした。
会 長	他にありませんか。 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～全委員 挙手～
会 長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。 先ほどの(株)〇〇〇〇について事務局より説明してもらいます。
事 務 局	定款によりますと、平成30年9月20日に設立されています。目的は、酒類製造、飲食業、農業、食品加工業などとなっています。発起人は、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんとなっています。
会 長	続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。 農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。 総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。 1号について説明します。申請地は、資料1ページ7ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は内田町の田です。場所は浜田商業高校から約750m南の内田町上町内です。この申請は、譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は〇a余りとなり、下限面積基準を満たしております。 2号について説明します。申請地は、資料は、1ページ8ページ、図面番号②、現況写真は、1ページ中段、下段です。申請地は金城町追原のです。場所は美又温泉保養センターから約300m北の、追原美又町内です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は〇a余りとなり、下限面積基準を満たしております。 3号について説明します。申請地は、資料1ページ9ページ、図面番号③、現況写真は、2ページ上段をご覧ください。申請地は、佐野町の田です。場所は石見公民館佐野分館、旧佐野小学校ですが、そこから約100m東の、佐野町町内地区です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。新たな農地取得となりますが、下限面積基準を満たしております。 4号について説明します。申請地は、資料1ページ10ページ、図面番号④、現況写真は、2ページ中段をご覧ください。申請地は三隅町岡見の畑です。場所は岡見小学校から約2,600m南の岡見の柝の木集落です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請

	<p>地とあわせて譲受人の耕作面積は36a余りとなり、下限面積基準を満たしております。なお、譲受人の住所は、山口市ですが、一年のうち約半年程度今回の取得地横に実家があり、そこに住んでおられます。</p> <p>5号について説明します。申請地は、資料1ページ11ページ、図面番号⑤、現況写真は、2ページ下段をご覧ください。申請地は、旭町丸原の田です。場所は旭小学校から約300m南西の柳行政区です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は○a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>5件とも、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3条申請については、以上5件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、18番佐々木委員または永見委員お願いします。</p>
第18番(佐々木京子委員)	<p>先日、事務局と永見推進委員と現場を見に行きました。特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2号について、13番岡本委員または小谷委員お願いします。</p>
第13番(岡本健治委員)	<p>15日に事務局と小谷推進委員と農地を確認しました。今の住所は旭になっているようですが、いずれ家をリフォームしてここに住むと言っておられました。</p>
会 長	<p>3号について、16番大谷委員または奥迫委員お願いします。</p>
第16番(大谷数義委員)	<p>先日、奥迫委員と一緒に現地確認をしました。何ら問題が生じることはありませんのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>4号について、11番渡辺委員または岡田委員お願いします。</p>
第11番(渡辺弘之委員)	<p>先日、事務局と現地を確認しました。特に問題ないと思います。よろしくや願います。</p>
会 長	<p>5号について、3番宮崎委員お願いします。</p>
第3番(宮崎龍生委員)	<p>推進委員さんと事務局とで、現場の立ち合いをしました。近くでバイパス工事があるようですが、特に問題ないと思います。</p>
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというもので</p>

	<p>す。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料2ページ12ページ、図面番号⑥、現況写真は、3ページ上段ををご覧ください。申請地は、旭町今市の田です。場所は旭支所から約850m西の今市下城町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、13ページの顛末書に記載のとおり、農道整備、それから、昭和58年災害の影響もあったようですが、家業の事務所設置後から、資材置場として利用されていた案件で、周囲に耕作されている農地はなく影響はないものと思われます。</p> <p>2号について説明します。申請地は、資料2ページ14ページ、図面番号⑦、現況写真は、3ページ中段ををご覧ください。申請地は、三隅町井野の田です。場所は井野郵便局から約2,000m南の三隅町井野上小原集落です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、15ページの顛末書に記載のとおり、こちらも昭和58年災害の被災により現地に居宅を建てられた後、宅地と一体利用されていた案件で、周囲は、道路、青線に囲まれており、農地はなく影響はないものと思われます。</p> <p>農地法第4条申請については、2件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、3番宮崎委員をお願いします。</p>
第3番(宮崎龍生委員)	<p>現地確認とてきました。道路に近いようですが、何ら心配はありません。</p>
会 長	<p>2号について、10番三浦委員または、野上委員をお願いします。</p>
第10番(三浦博文委員)	<p>現地確認をしました。排水整備をされており、何ら問題はないと思います。</p>
会 長	<p>以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。</p> <p>ちょっと聞きますが、この顛末書は名前が書いてないので誰あてに出したのですか。</p>
事 務 局	<p>農業委員会宛にしています。</p>
会 長	<p>4条関係で顛末書はあまり見ない。この書式でいいのか検討してもらいたい。</p>
事 務 局	<p>はい。</p>
会 長	<p>皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。</p> <p>第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権</p>

	<p>利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料3ページ16ページ、図面番号⑧、現況写真は、3ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑です。場所は三隅支所から約350m南西の、向野田2区集落です。申請地は、農用区域外、都市計画区域内第1種住宅地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅建築の案件で、周囲に農地はない状況でございます。</p> <p>続きまして2号について説明します。申請地は、資料は同じく3ページ16ページ、図面番号⑧、現況写真は、4ページ上段をご覧ください。申請地は、三隅町向野田の畑です。場所は三隅支所から約400m南西の、向野田1区集落です。申請地は、農用区域外、都市計画区域内第1種住宅地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、隣接する住宅の駐車場利用する案件で、周辺は、住宅が多く建築されている状況であります。</p> <p>3号について説明します。申請地は、資料3ページ17ページ、図面番号⑨、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町西河内の畑です。場所は、JR三保三隅駅から約900m南西の、西河内八曾集落です。申請地は、農用区域外、都市計画区内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請は一時転用として、資材置場兼倉庫として利用を、2年間申請しておられ、周囲に農地はなく他の農地への影響はないものと思われます。</p> <p>4号について説明します。申請地は、資料3ページ18ページ、図面番号⑩、現況写真は、3ページ下段をご覧ください。申請地は、日脚町の畑です。場所は、浜田市立第三中学校から約800m南西の、日脚町1町内です。申請地は、農用区域外、都市計画区内の用途指定なしの地域で、第2種農地に該当します。当該申請は、個人住宅建築の計画で、写真奥側の土地も併せて取得予定と聞いており、周囲に農地はありますが、大きな影響はないものと思われます。</p> <p>農地法第5条申請については、以上4件です。</p>
会 長	<p>ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号2号3号について、19番玉田委員または斎藤委員をお願いします。</p>
第19番(玉田一委員)	<p>1号と2号の説明ですが、1号は個人住宅で2号は駐車場でした。2月13日に事務局と現地立会しました。事務局の説明のとおりで問題はないと思います。</p>
第19推(齋藤久行委員)	<p>3号について説明します。2月13日は都合がつかなかったので、次の日に確認しました。事務局が説明されたとおりです。</p>
会 長	<p>4号については、1番前田委員をお願いします。</p>
第1推(前田正典委員)	<p>2月18日に事務局と会長で現地確認を行いました。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p>
第17番(佐々岡常喜委員)	<p>1号や2号は畑かなあと思う。4号もいつまで畑だったのか。</p>
事 務 局	<p>登記簿上の地目が畑です。1号は当日現地確認したときは・・・。</p>

第17番(佐々岡常喜委員)	説明できないものを出されても困ります。
第11推(岡田勝委員)	年数的には分かりませんが、宅地整備計画で宅地になっています。区画整理後に地目を変更されてなかったのではないかと思う。
第17番(佐々岡常喜委員)	58 災の時に土砂を埋め立てて整備されたものか。
第11推(岡田勝委員)	土砂を埋め立てたかどうかわからないがそうだ。地目を変更してなくて今になったものである。
事務局	2号は家庭菜園的なものをされていました。3号は、手入れをされている様子で土もそんなに堅そうではありませんでした。4号は、そう昔出ないまで畑だったと思います。
第17番(佐々岡常喜委員)	皆さんがいいのであれば、私も賛成します。
会長	佐々岡委員の発言はわからないこともない。4号は、去年まで野菜を作っておられました。
第17番(佐々岡常喜委員)	経過がわかれば納得します。ただ漠然と畑でしたと言われるとどうかと思います。
会長	皆さんも現地確認の時は経過などを話して確認してもらいたいと思います。 その他ありますか。 ないようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委員	～挙手 多数～
会長	ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。 続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。 1号は、資料4ページ19ページ、図面番号⑪、現況写真は、5ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の畑です。場所は、岡見小学校から約1,200m南東の岡見床並集です。当該申請地は、災害で崩れたところもあり、今後治山事業をする予定もある案件です。 2号は、資料は同じく4ページ19ページ、図面番号⑪、現況写真は、5ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の畑です。場所は、岡見小学校から約1,050m南東の、岡見床並集落です。当該申請地は、災害で崩れたところもあり、今後治山事業をする予定もある案件です。 3号は、資料4ページ20ページ、図面番号⑫、現況写真は、5ページ6ペ

	<p>ージをご覧ください。申請地は、生湯町の田・畑です。場所は、J R 浜田駅から約 2,600m 北東の生湯町 1 町内です。当該申請地は、土地所有者が関西方面に出られ、年月日不詳から耕作放棄となり、原野・山林化している案件です。</p> <p>4 号は、資料 4 ページ 21 ページ、図面番号⑬、現況写真は、6 ページ下段をご覧ください。申請地は、浅井町の畑です。場所は、J R 浜田駅から約 120m 西の浅井町 2 町内です。当該申請地は、かなり以前から駐車場として利用されている案件です。先月保留とした案件で、22 ページの報告書をご覧ください。農地法施行前から宅地として利用されていること、隣接地も平成 19 年に非農地証明を交付している状況もあります。また、赤道については、今後、担当課である維持管理課にも相談されており、今後立会はされると思いますが、今回は、農業委員会としては、当該地番の非農地ということでご判断をいただきたいと思います。</p> <p>転用統制外証明願は、4 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号 2 号について、11 番渡辺委員または岡田委員お願いします。</p>
第 11 番 (渡辺弘之委員)	<p>1 号 2 号ですが、事務局が説明されたとおり 58 災で影響の大きかった地域で治山事業の早期完成が望まれる箇所です。</p>
会 長	<p>3 号について、16 番大谷委員または奥迫委員お願いします。</p>
第 16 番 (大谷数義委員)	<p>奥迫委員と一緒に現地へ行きました。田畑に戻すのは難しいと思いますので、認めてください。</p>
会 長	<p>4 号について、6 番松山委員または神田委員お願いします。</p>
第 6 番 (松山純久委員)	<p>先日現地に行きました。事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。</p> <p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございます。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それではそれでは公共事業による廃土処理届出書について報告いたします。</p> <p>1 号について、説明します。資料 5 ページ 23 ページ、図面番号⑭、現況写真は、7 ページ上段をご覧ください。届出地は、三隅町東平原の畑です。場所は、白砂公民館から約 1,000m 南東の東平原下集落です。すでに着手をしておられましたが、今回、地権者の要望もあり、近隣で防災工事を行うこととなり、その土を利用する案件です。</p> <p>2 号につきましても、すでに着手をしておられましたが、資料 5 ページ 24 ページ、図面番号⑮、現況写真は、7 ページ中段をご覧ください。届出地は、三隅町芦谷の田です。場所は、三隅支所から約 3,250m 南西の芦谷本谷集落です。こちらも、地権者の要望もあり、近隣で防災工事を行うこと</p>



	<p>となり、その土を利用する案件です。          続きまして認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。</p> <p>1号は、資料6ページ25ページ、図面番号⑩、現況写真は、7ページ下段をご覧ください。届出地は、三隅町井野の畑です。場所は、井野郵便局から約1,750m南の位置です。この届出は、平成31年2月上旬から1か月間を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するというものです。</p> <p>続きまして2号は、資料6ページ26ページ、図面番号⑪、現況写真は、8ページ上段をご覧ください。届出地は、弥栄町田野原の畑です。場所は、弥栄中学校から約5,800m南の上田野原町内です。この届出は平成31年6月から4か月間を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するというものです。</p> <p>以上、報告します。</p>
会 長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では報告を終わります。</p> <p>その他事務局からありましたらお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、何点か、ご説明、事務連絡、依頼なり、またまたお詫びをさせていただきます。</p> <p>最初に、お配りをさせていただいております、「農地機構だより」第4号について、しまね農業振興公社から説明させていただきます。</p>
しまね農業振興公社	<p>農地機構だよりを配布させていただきました。平成30年11月に農地法の改正がありました。細かく載せておりますが、基本的には浜田市が事務をすることになっているので問い合わせさせていただきたいです。裏面のフローチャートも後でゆっくりご覧ください。</p>
事 務 局	<p>最適化交付金事業についてということで、農地のパトロールをしていただいています。記録表を2月分まで今月中に提出してください。活動ノートに集計表がありますが、任期と合わせ3月～2月を周期として、3月総会時に持参ください。</p> <p>今後の総会予定については、3～5月の予定を書いています。</p>
会 長	<p>農業者年金の加入促進をJAと共に活動していく予定なので、皆さんも協力をしてください。</p>
会 長	<p>ただ今の説明や、全体を通じて、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>以上を持ちまして、第13回総会を終了します。</p>

終了 午前10時46分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員